



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 宇部興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 謙
(コード: 4208 東証第 1 部・福証)
問合せ先 IR 広報部長 徳光 真介
(TEL 03-5419-6110)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 111 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」)に、株式併合に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所等に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とすることを目的として、当社株式について 10 株を 1 株とする株式併合を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 33 億株から 3 億 3,000 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 効力発生日における発行可能株式総数 330,000,000 株
- なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は会社法の定めにより、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、現行の 33 億株から 3 億 3,000 万株に変更されたものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月末現在)	1,062,001,076 株
併合により減少する株式数	955,800,969 株
併合後の発行済株式総数	106,200,107 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	65,803 名 (100.0%)	1,062,001,076 株 (100.0%)
10 株未満	1,717 名 (2.6%)	6,596 株 (0.0%)
10 株以上	64,086 名 (97.4%)	1,061,994,480 株 (100.0%)

株式併合を行った場合、保有株式 10 株未満の株主様 1,717 名(その所有株式の合計は 6,596 株。平成 29 年 3 月 31 日現在)が株主の地位を失うことになります。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき一括して処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下の通り変更されます。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>33 億株</u> とする。	第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>3 億 3,000 万株</u> とする。
第 7 条(条文省略)	第 7 条(現行どおり)
第 8 条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (以下、条文省略)	第 8 条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 (以下、現行どおり)

4. 日程

平成 29 年 5 月 11 日 取締役会決議

平成 29 年 6 月 29 日 第 111 回定時株主総会

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更効力発生日

(参考)上記のとおり、単元株式数および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係上、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

これを踏まえ、当社も、東京証券取引所等に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式併合後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3-1. 所有株式数について

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て)となります。

A3-2. 議決権について

株式併合により、各株主様の所有株式数は10分の1になります。議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	654株	なし	65株	なし	0.4株
例4	8株	なし	なし	なし	0.8株

- ・ 例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例2、例3で発生する単元未満株式(例2は50株、例3は65株)につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・ 例3、例4において発生する端数株式相当分(例3は0.4株、例4は0.8株)につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例4においては、株式合併後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

三菱東京 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

電話 0120-232-711

受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）